

計	画	期	間
令和 3 年度	~	令和 12 年度	

壮瞥町肉用牛生産近代化計画

令和 3 年（2021 年）

12 月

北海道壮瞥町

目 次

ページ

I 肉用牛生産の近代化に関する方針	1
第1 壮瞥町における肉用牛生産をめぐる	
情勢の変化と基本的な方向	1
第2 経営体質の強化に向けた対応方向	2
1 肉用牛経営	2
(1) 生産基盤の強化	2
ア 和牛の生産拡大	2
(2) 収益力の向上	2
ア 飼養管理技術の向上	2
イ 肉用牛の改良の加速化	2
2 地域連携の強化	2
(1) 労働負担の軽減	2
ア 営農支援組織の活用	2
(2) 多様な人材の育成・確保	2
ア 次世代につながる人材の育成・確保	2
イ 経営資源の継承	3
3 肉用牛経営の持続的発展	3
(1) 飼料基盤のフル活用	3
ア 自給粗飼料の生産・利用拡大	3
イ 草地の植生改善	3
ウ 自給濃厚飼料等の生産・利用拡大	3
(2) 畜産環境対策の充実・強化	4
ア 家畜排せつ物処理施設の整備	4
イ 家畜排せつ物の利活用	4
(3) 家畜衛生対策の充実・強化	4
ア 家畜衛生対策の推進	4
イ 海外悪性伝染病への対応	4
第3 生産体制の強化に向けた対応方向	5
1 災害等に強い畜産の確立	5
第4 需要の創出に向けた対応方向	5
1 食の安全と消費者の信頼確保	5
(1) 生産資材の適切な利用	5
(2) 消費者の理解醸成	5

2	ブランド力の向上	5
(1)	牛肉	5
II	肉用牛の飼養頭数の目標	6
1	肉用牛の飼養頭数の目標	6
III	近代的な肉用牛経営方式の指標	7
1	基本的な考え方	7
2	経営指標の設定	7
3	指標の項目	7
4	肉用牛経営方式	8
IV	肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	9
1	肉用牛	9
V	飼料の自給率の向上に関する事項	10
1	飼料の自給率の向上	10
(1)	粗飼料の自給率向上のための取組	10
(2)	濃厚飼料の自給率向上のための取組	10
VI	その他肉用牛生産の近代化を図るために	
	必要な事項	11
1	家族経営体の維持・発展のための取組	11
2	新型コロナウイルス感染症等を踏まえた業務継続に向けた取組	11
3	需要創出に向けた取組	11
4	計画達成に向けた関係機関・団体の役割	11
5	計画の進行管理と評価	11

I 肉用牛生産の近代化に関する方針

第1 壮瞥町における肉用牛生産をめぐる情勢の変化と基本的な方向

本町の農業は、恵まれた土地資源や温暖な気候条件を生かし、大福豆や白花豆などの高級菜豆やりんご、サクランボ、ぶどう、イチゴなどの果樹栽培、野菜や稲作、地熱エネルギーを利用した施設園芸と畜産（肉用牛生産）の複合経営が中心であり、肉用牛は15戸で689頭（平成30年度実績）が飼養されています。

肉用牛生産については、畑作との複合部門として振興が図られてきた黒毛和種の飼育を強化するため、コスト低減のための良質飼料の確保や圃場副産物の活用等による飼料自給率の向上、飼育技術の向上による飼育頭数の増を図り、さらに生産性の高い経営が求められます。

また、生産現場においても、経営者の高齢化や後継者不在等による農家戸数の減少、進展する国際化への対応や海外悪性伝染病に対する防疫体制の強化などが喫緊の課題となっているほか、台風をはじめとした自然災害、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の長期化など、畜産経営を取り巻く環境は厳しい状況となっており、不測の事態が生じた場合においても、畜産経営の継続が可能となるよう、生産者個々の経営体質の強化が求められています。

こうしたことから、今後の壮瞥町の肉用牛生産を持続的に発展させていくために、「地域の生産基盤の強化」と「収益性の向上」を基本としつつ、本町の肉用牛経営が外的要因にも影響されにくい「経営体質の強化」を図るとともに、関係機関が連携し「生産体制の強化」や「需要の創出」を進めることで、将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な産業となることを目指し、「壮瞥町肉用牛生産近代化計画」を策定します。

第2 経営体質の強化に向けた対応方向

1 肉用牛経営

(1) 生産基盤の強化

ア 和牛の生産拡大

繁殖雌牛群の更なる強化により質の高い子牛を生産するとともに、飼養管理技術の向上・普及を通じて、和牛の生産の拡大を推進します。

(2) 収益力の向上

ア 飼養管理技術の向上

指導体制の充実のほか、素畜の選定や飼料給与プログラム等による飼養管理技術の向上により、繁殖雌牛の初産分娩月齢の早期化や分娩間隔の短縮、繁殖雌牛の供用期間の延長、肥育期間の短縮などを図ることで、効率的な肉用牛の生産を推進します。

イ 肉用牛の改良の加速化

産肉能力や繁殖能力をはじめ、小ざしや消費者ニーズに応えるおいしさに着目した改良を進めるとともに、ゲノミック評価を活用した優良繁殖雌牛群の造成を推進します。

2 地域連携の強化

(1) 労働負担の軽減

ア 営農支援組織の活用

生産者における労働負担や規模拡大の実現に向け、堆肥センターを活用し、家畜排せつ物の処理等の作業を負担軽減するなど、省力化を推進します。

(2) 多様な人材の育成・確保

ア 次世代につながる人材の育成・確保

経営者には、従業員の労務管理や経営資源を有効活用できる高度な経営管理能力が求められているほか、規模拡大を伴う場合には地域に果たす役割が大きくなってきます。このため、食品安全や家畜衛生に加え、労働の安全等を確保するためのGAPなどの取組を通じて、優れた経営管理能力に加え、地域社会との良好な関係性を保つ人材育成を推進します。

また、畜産現場における女性の活躍がより一層進むよう、肉用牛生産において、女性の能力をより発揮するために課題の整理や必要な環境整備等を推進します。

イ 経営資源の継承

新規参入者が円滑に就農できるように、初期投資を抑え参入のハードルを下げるため、農場リース事業等を活用した取組を推進していくほか、離農などにより地域から重要な生産基盤である経営資源が失われることがないよう、後継者や第三者などへの円滑な事業継承が行われるよう取組を推進します。

3 肉用牛経営の持続的発展

(1) 飼料基盤のフル活用

ア 自給粗飼料の生産・利用拡大

牧草を作付けする自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営を確立するため、飼料作付面積を維持しながら、堆肥センター、公共牧場などの活用により、飼料生産基盤をフル活用した良質で低コストな飼料生産・利用の拡大を推進します。

イ 草地の植生改善

粗飼料の作付面積の大部分を占める草地については、裸地や雑草が多いほ場の植生改善に取り組むことが必要であり、気象や地形、土壌、植生が異なる各地域の実情、更には、それぞれの草地の状況を勘案することが重要です。

これらを踏まえ、起伏修正や暗渠排水等の基盤の整備を行う「草地整備」や、天候不良の影響を緩和したり、雑草を駆除・抑制するために新たな草種・品種を導入する「草地改良」、植生の状況に応じて牧草の生産量や栄養価を維持増進させるために農家が主体となって行う「草地更新」、労働力の軽減を可能とするスマート農業技術を活用した「草地管理」を促進するとともに、植生の改善に向けた取組みを推進します。

ウ 自給濃厚飼料等の生産・利用拡大

海外から輸入する配合飼料価格の高騰など様々な情勢変化の影響を緩和するため、各地域で取り組まれている飼料用米等の自給濃厚飼料の生産・利用の拡大を推進します。

(2) 畜産環境対策の充実・強化

ア 家畜排せつ物処理施設の整備

家畜排せつ物は、畜産農家が自らの責任で適正に処理することが基本であるという考えのもと、地域の環境に配慮するとともに、自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産を推進します。

家畜排せつ物の処理施設については、本町の実情や将来計画等を十分勘案の上、飼養規模等に応じた施設を畜産クラスター事業等の活用による整備を支援するとともに、現在、簡易な施設等で対応している畜産農家については、恒久的な処理施設の整備を促進します。

また、老朽化した施設もみられることから、施設を補修・補強する事業の活用を検討しながら、長寿命化を促進します。

イ 家畜排せつ物の利活用

家畜排せつ物は貴重な有機質資源であることから、畜産農家と耕種農家との連携をはじめ、良質な堆肥の生産や適切な施肥管理による農地への還元を推進します。

なお、堆肥センターの活用により、地域の有機質資源である原料堆肥とれき汁の有効活用及び耕畜連携による地力向上とコスト低減による土づくりの推進支援を行います。

(3) 家畜衛生対策の充実・強化

ア 家畜衛生対策の推進

家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等により防疫体制を強化するとともに、伝染病に応じた的確かつ効率的な対策を推進するため、家畜の飼養者のもとより、地域関係者が一体となって行う家畜衛生対策の取組を支援します。

イ 海外悪性伝染病への対応

海外悪性伝染病の侵入防止に向け、国・道が実施する水際防疫を強力に支援するとともに、振興局・関係団体等との協力のもと、来道者や外国人入国者、生産農場に対して、海外悪性伝染病に関する注意喚起や指導をより一層強化するとともに、道内公共交通機関や観光協会、留学生や外国人技能実習生などの受入窓口や農場における侵入防止対策の徹底を図ります。

また、万が一の発生に備え、関係団体等と連携し、実践的な防疫演習に協力するなど、発生に備えた防疫対策の強化を推進します。

第3 生産体制の強化に向けた対応方向

1 災害等に強い畜産の確立

本町畜産業は、これまで地震や台風等様々な自然災害による被害を想定し、これらの被害を最小限に抑えるための生産現場における取組を実施してきました。今般の新型コロナウイルス感染症においては、全国規模で需要が大きく変動するなど未曾有の事態が生じたことなどから、引き続き、生産現場と実需者が一体となった需要喚起のための取組が重要と認識されたところです。

災害等に強い畜産を確立するため、生産現場における営農活動の継続に向けた対策を促進するとともに、需要が確保されるよう関係者における緊密な連携構築を促進します。

第4 需要の創出に向けた対応方向

1 食の安全と消費者の信頼確保

(1) 生産資材の適切な利用

安全・安心で高品質な牛肉に対する需要に的確に対応していくため、関係機関・団体と連携し、引き続き、生産者段階でのポジティブリスト制度に対応した農薬や動物用医薬品等の適正使用を徹底します。

(2) 消費者への理解醸成

本町の肉用牛生産の発展に向け、次世代を担う若年層や消費者に対し、都市農村交流や生産から販売までの理解醸成に資する取組を支援します。

また、消費者に近い観光産業や小売業、飲食業等と連携し情報発信に取り組むとともに、需要の安定や拡大に向けた取組を検討します。

このほか、児童や生徒、学生、保護者に本町の肉用牛生産についての理解を深めてもらうため、教育機関等との連携のもと、学校給食の場や産地交流会など様々な取組を通じ、「食」や「いのち」、「感謝の心」に関する教育などを行う食育活動を推進します。

2 ブランド力の向上

(1) 牛肉

肉質の高い黒毛和種の生産を推進し、生産者から流通に関わる関係者及び関係団体の連携により、消費者ニーズへの対応、ブランド力強化等による知名度の向上に向けた取組を行い、壮瞥町産和牛の観光客への提供や地域内消費拡大を促進します。

Ⅱ 肉用牛の飼養頭数の目標

肉用牛の飼養頭数の目標については、Ⅰの第１に定める生産基盤の強化や収益力の向上の取組を推進するとともに、家畜衛生対策や畜産環境対策など、畜産が抱えている諸課題が解決された場合に実現可能な目標として設定します。

１ 肉用牛の飼養頭数の目標

肉用牛の飼養頭数の目標については、経産牛の飼養頭数の増加や性判別精液の利用率等の動向を踏まえつつ、肥育技術の普及等による町内肥育頭数の拡大による生産等を見込み設定します。

地域名	地域の 範囲	現在（平成３０年度）				目標（令和１２年度）			
		肉用牛 総頭数	肉専用種			肉用牛 総頭数	肉専用種		
			繁殖 雌牛	肥育牛	その他		繁殖 雌牛	肥育牛	その他
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
壮瞥町	壮瞥町一円	689	303	198	188	693	305	199	189
合計		689	303	198	188	693	305	199	189

Ⅲ 近代的な肉用牛経営方式の指標

1 基本的考え方

今後、本町の多様な生産者の経営の安定を図り、地域の基幹産業としての肉用牛生産の生産基盤の維持・強化につなげるため、実現可能な経営類型を想定し、10 年先の経営指標として設定します。

2 経営指標の設定

肉用牛生産の経営の類型を経営規模や生産体系、畜種などに着目して区分し、設定します。

3 指標の項目

指標については、経営類型ごとに次のとおり設定します。

(1) 経営概要：経営形態、飼養頭数、飼養方式、飼養管理の外部化、飼料の給与方式、放牧利用

(2) 生産性指標

ア 牛：分娩間隔、初産月齢、出荷月齢、出荷時体重等

イ 飼 料：作付体系、単収、作付延べ面積、飼料生産の外部化、購入飼料、飼料自給率、粗飼料給与率、経営内堆肥利用割合等

ウ 人：生産コスト、労働時間、粗収入、経営費、農業所得、1 人当たり所得

4 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標																	備考		
	経営形態	飼養形態					牛				飼料							人							
		飼養頭数(繁殖)	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働	経営					
																		子牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費		農業所得	主たる従事者1人当たり所得
		頭			(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円		
I 肉専用種繁殖経営(複合)	家族経営複合	12	牛房郡飼	-	分離給与	-	12	23	去勢9	去勢330	混播主体	9.8	-	-	82	80	10	513,583	45	645	606	428	-	179	
									雌9	雌300	-														

(2) 肉専用種肥育経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要				生産性指標																			備考
	経営形態	飼養形態			牛					飼料							人							
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
																	肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得	
		頭			ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
I 肉専用種繁殖経営(複合)	家族経営専業	繁殖70	牛房郡飼	分離給与	去勢9.5	去勢28	去勢19	去勢785	去勢0.89	混播主体	45	コントラクター	-	35	35	10	806,967	30	2,400	6,400	4,140	2,260	1,200	
		肥育80			雌9.5	雌28.5	雌19	雌705	雌0.79	-														

Ⅳ 肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 肉用牛

(1) 飼養構造

		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②／①	肉用牛飼養頭数				
					総数	肉専用種			
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他
		戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭
肉専用種繁殖経営	現在	121	14	12%	322	322	170	4	148
	目標		14		324	324	171	4	149
肉専用種肥育経営	現在	121	1	1%	367	367	133	194	40
	目標		1		369	369	134	195	40
合計	現在	121	15	12%	689	689	303	198	188
	目標		15		693	693	305	199	189

(2) 飼養規模拡大のための取組

遺伝的能力を十分に発揮するための飼養管理技術の向上、地域の飼料資源等の活用や品種特性を活かした肉用牛生産の推進、肥育技術の普及等による道内肥育仕向け率の向上などに重点をおいた取組を推進します。

ア 肉専用種繁殖経営

所得の確保・増大に向け、耕種との複合経営の育成と生産効率の改善を図り、肉専用種の生産を推進します。

イ 肉専用種肥育経営

育種改良や肥育技術の向上により、肉質の斉一性と肉量の確保を図り、自動給餌機などを活用した営農システムの構築による省力化と規模拡大を推進します。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在		目標（令和12年度）	
食料自給率	肉用牛	68	%	68	%
飼料作物の作付延べ面積		381ha		381ha	

（１）粗飼料の自給率向上のための取組

様々な事業を活用し草地整備や草地改良、草地更新を実施するとともに、新たに開発された優良品種の活用により、植生改善への取組を推進し、牧草の単収 3,500 kg／10a を維持します。

（２）濃厚飼料の自給率向上のための取組

稲作農家と畜産農家における相互理解を深め、飼料用米の生産拡大を推進するとともに、農協や生産農家、団体等と連携し、未利用資源（高級菜豆の豆殻等）についても、積極的な利活用を推進する。

VI その他肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 家族経営体の維持・発展のための取組

肉用牛生産は、1経営体における生産額が取り分け大きく、地域経済・社会の活性化への貢献度合いも大きいことから、生産量をより一層維持・発展させるための取組を推進します。

2 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた業務継続に向けた取組

畜産業及びこれらの関連産業は、食料の安定供給に重要な役割を担っていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症等に対する予防対策の徹底はもとより、万が一、感染者が発生した場合においても、優先的に実施する業務の継続が可能となるよう、生産者や生産者団体、流通事業者、飼料製造業者等の連携による体制の構築を推進します。

3 需要創出に向けた取組

今般の新型コロナウイルス感染症の影響等は、生産基盤の維持・発展を図るためにも、需要あつての生産活動であることが再認識されたことから、安定的な需要が確保されるよう関係者における緊密な連携構築を促進します。

4 計画達成に向けた関係機関・団体の役割

本計画に盛り込まれた取組は、生産者団体、生産者その他の関係者と緊密に連携・協力し、計画的に推進します。

5 計画の進行管理と評価

町は、本計画の策定後、計画に定めた取組の着実な実施と目標の達成のため、その推進状況や関係者による取組の実施状況について、随時把握し、進行管理を行います。

また、その過程で明らかとなった、取組の効果や新たな課題等を踏まえ、必要に応じて取組の見直しや改善を行います。